

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）の取締役であり、平成○年○月○日から中小事業主等として労働者災害補償保険に特別加入し、型枠大工業に従事している者である。

請求人は、平成○年○月○日、マンション新築工事現場において突然倒れ、同日、C病院に救急搬送され、「脳梗塞」（以下「本件疾病」という。）と診断され、同年○月○日、D病院に転医し、「脳梗塞、左内頸動脈閉塞症」と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人は労災保険法上の労働者には該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人が労災保険法上の労働者であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、請求人が会社の労働者である旨主張しているので、請求人が労災保険法上の労働者であるといえるか否かについて検討する。

労災保険法は、労働者について定義規定を置いていないが、同法制定の経緯等からみて、同法にいう労働者とは労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第9条にいう労働者と同義であると解される。

労働者性に係る判断の基準については、昭和60年に労働基準法研究会が、また、平成8年3月に同研究会労働契約法制部会が、指揮監督下の労働（仕事の依頼・業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無、業務遂行上の指揮監督の有無（業務の内容及び遂行方法に対する指揮命令の有無）、拘束性の有無、代替性の有無）及び報酬の労務対償性の有無からなる「使用従属性」に関する判断基準と「労働者性の判断を補強する要素」を総合的に判断して決定する旨の基準を示しているところであるが、当審査会としても、その考え方は労働者性を判断するに当たって妥当であると考えることから、これらの基準に照らして、以下検討することとする。

ア 指揮監督下の労働についてみると、決定書理由に説示のとおり、請求人は、会社からの仕事の依頼等に対する諾否の自由が認められ、業務遂行上の指揮監督は日々、請求人自らがグループのメンバーに行っており、請け負った仕事は工期内に完成すれば良く、会社からの仕事は必ず請求人がしなければならないわけではなかったことが認められる。

イ 報酬の労務対償性の有無についてみると、会社からの支払は、会社からE会社宛ての支払明細書に記載のとおり、月額〇円から〇円であり、請求人が

従事した労務と支払われた報酬の対償性は認められない。また、Fは、「請求人は、会社の役員として就労していたが、倒れる〇年くらい前に請求人から独立したい旨の話があり、その時に『E会社』として独立し、会社との関係が請負に変わりました。請求人は、請負に当って〇名のグループで作業をしていました。作業によって〇名で足りないときは、請求人が誰かを雇って作業をさせていました。請負契約は、口頭で行い、後で明細書に㎡単価を記載します。」旨述べている。さらに、Gは、「私は請求人のもとで型枠大工として働いていました。日当〇円で雇われていました。請求人に雇われていたのは、私を含め〇名です。請求人は『E会社』という名前で型枠工事を請け負っており、Gさんのやっている『会社』から仕事を請け負っていました。」旨述べている。

この点、請求人は、「私は、会社と㎡単価で契約している職人です。会社と㎡単価で契約した際は、私を含め〇名のグループで、請け負った型枠の仕事をを行います。工事代金は月ごとに分けてもらっていました。受け取った中から、グループの作業員へ賃金を支払っていました。」旨述べている。さらに、決定書理由に説示のとおり、請求人がE会社として行った工事の補修費用は、請求人が負担し、請求人が会社に人員の応援を依頼した場合には、その者の日当は請負代金から控除されており、会社とE会社はそれぞれ独立した組織であったと判断できる。

ウ 以上のことから総合的に判断すると、請求人は、会社の指揮監督下にはなく、E会社の事業主であったものと認められ、会社の労働者とは認められない。

(2) 特別加入者の地位消滅について

請求人は、平成〇年〇月〇日付けで会社に関して、中小事業主が行う事業に従事する者である特別加入者として承認されているところ、その実態をみると以下のとおりである。

ア 請求人は、前記(1)のとおり、本件疾病発症の〇年前より「E会社」の屋号を用いて、独立して事業を営んでいることが認められ、税務申告もE会社として行っていること、Fは、「法人登記については、E会社が下請の体制が整うまで残す予定であった。ちょうど登記を変更しようとした矢先に倒れてしまった。請求人が会社の役員として働いていたのは、私の父がいた頃で、

かなり昔です。」と述べていること、決定書理由に説示のとおり、請求人がE会社を営み始めた後は、会社から役員報酬を得ていた証拠もないこと、支払明細書からみて、遅くとも平成〇年〇月以降は会社の事業に「常態として従事する者」であったとは認められないことなどに照らせば、請求人は、本件疾病を発症する以前に、既に特別加入者としての地位が消滅していたものと判断する。

イ 請求人らは、請求人が会社の役員であり、家族従事者であったとして、特別加入者に該当する旨主張しているが、上記のとおり、請求人はE会社の事業主と判断できる上、会社の事業に「常態として従事する者」であったとは認められず、請求人らの主張を採用することはできない。

(3) したがって、請求人は、労基法第9条の労働者とは認められず、また、本件疾病を発症する以前に、既に特別加入者の地位が消滅していたものと認められることから、労災保険法上の労働者とみなすこともできない。

なお、請求人らのそのほかの主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。